毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

規

則

○福島県食品衛生法施行細則の一部 ○福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群 ○指定金融機関等の名称、位置並び 規則の一部を改正する規則 を改正する規則 の水環境の保全に関する条例施行 に収納及び支払の事務の取扱範囲

を定める規則の一部を改正する規

吾六

福

告

示

○地籍調査の成果について認証した 五八七

○道路の区域を変更する件四件 る旨通知があった件 弄七

公 告

て届出があった件二件 **弄**九

福島県選挙管理委員会

規 則

位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに する規則、 公布する。 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正 福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則及び指定金融機関等の名称、

平成二十年九月十一 日

福島県知事

佐 藤

雄 平

福島県規則第八十二号

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則の

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例施行規則 部を改正する規則 (平成十四年

○福島県議会定例会を招集する件 天六

○保安林の指定を解除する予定であ 五八七

○道路の供用を開始する件二件

○土地改良事業の工事の完了につい

○個人演説会等を開催することがで あった件 きる施設として指定した旨報告が 五八九

福島県規則第八十三号

この規則は、

公布の日から施行する。

附

改める。

でを五号ずつ繰り上げる。

第四条中第二号から第六号までを削り、

第七号を第二号とし、

第八号から第十二号ま

「第二条第四項」を「第二条第五項」に

福島県規則第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

独立行政法人水資源機構

福島県食品衛生法施行細則 福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (昭和三十三年福島県規則第十三号)

の一部を次のように

(水・大気環境課)

改正する。 第一条中「第三十一条」を「第四十九条」に改める。

この規則は、 公布の日から施行する

(食品生活衛生課)

福島県規則第八十四号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則 る規則の一部を改正する規則 韶

項中「玉川支店」の下に「、安積支店」を加える。 別表第三株式会社きらやか銀行の項中「、郡山支店」を削り、 同表須賀川信用金庫の

から、 この規則中別表第三株式会社きらやか銀行の項の改正規定は平成二十年九月二十二 同表須賀川信用金庫の項の改正規定は同年十月一日から施行する 日

(出納総務課)

捁 亦

福島県告示第六百二十三号

会定例会を平成二十年九月二十五日福島市に招集する 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百一条第一項の規定により、 福島県議

平成二十年九月十二日

成果の名称

郡山市湖南町舘及び舟津の

一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

587

福島県告示第六百二十四号

地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 郡山市の

平成二十年九月十二日

調査を行った者の名称

第2013号

成果の名称

郡山市片平町岩倉の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

路

福島県告示第六百二十五号

地域内における地籍調査の成果について、 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、 次のとおり認証した。 郡山市の

平成二十年九月十二日

調査を行った者の名称

福島県知事 佐 藤 雄

平

九国

農村計画課

福島県告示第六百二十六号

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、 次のとおり保

平成二十年九月十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平

1 解除予定保安林の所在場所

いわき市四倉町上仁井田字横川八九の一 (国有林。 次の図に示す部分に限る。

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

解除の理由

3

<u>-</u> 解除予定保安林の所在場所 道路用地とするため

2 保安林として指定された目的 いわき市四倉町上仁井田字横川八九の一 (国有林。 次の図に示す部分に限る。

公衆の保健

福島県知事

佐

総 藤

課 平

務雄

3 解除の理由

道路用地とするため

í j わき市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」は、 省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び

(治山対策課)

福島県告示第六百二十七号

福島県知事

佐

藤

雄

平

課及び福島県県南建設事務所で平成二十年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、 国道につい

平成二十年九月十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平

名 区 間 変更前変 敷 地 の 幅 員 延 名 区 0	号 道 八		線
横川三八番一地先 変 更 前 A 九・五~ がおきれた 変 更 前 A 九・五~ がおきれた 変 更 前 B 一三・○~ がいた カ・五~ カ・五~ がり カ・五~ カ・五~ で 更 後 B 一三・○~ の別 (メートル) カ・五~ で 更 後 B 一三・○~ の別 (メートル) コーニー・○~ で 更 後 B 一三・○~ の別 (メートル) コーニー・○~ で 更 後 カ・五~ の別 (メートル) コーニー・○~ の別 (ストル・カー・・) コーニー・○~ の別 (ストル・カー・) コーニー・○~ の別 (ストル・カー・)<		八	名
変更 変更 変更 更 変更 前 B A B A	まで 船字横川三八番一地 間 郡同 村大字	から 船字高清水三八番地西白河郡西郷村大字	
更 度 後の別 度 前 8 A B A B A	先 真	先 真	
 三三八九 三三八○・五 ○	更	更	更後 の別 変更前変
		_	敷地の
- 、		五 · 七 · 五 · ○ / ○ / ○ /	トル)員
	1,000.0	1,000.0	メートル

(道路計画課)

福島県告示第六百二十八号

課及び福島県県南建設事務所で平成二十年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、国道につい

平成二十年九月十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平.

路 線 名	
X	
間	
更後の別 変更前変	
敷地の幅員	
(メートル) 長	

路

線 名

X

間

	九国号道
	八
船字横川三八番	同 郡同 村大字真 から 四白河郡西郷村大字真 西白河郡西郷村大字真
川三	郡同
番	三八番地先三八番地先
地先	村大字真村大字真
変更	変更
後	前
В	В А
	 三三・○ 三・○ ・○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
0 5	0 1 0 1
, 000 . 0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
Ö	

代塩川線 県道猪苗

5

同

市塩川町金橋字

変

更

後

三・五~

三七・四

二八六・

四

(道路計画課)

金川二二六番地先まで

金川一四三番二地先か喜多方市塩川町金橋字

変

更

前

二八、八、八、

八六六・

四

(道路計画課)

福島県告示第六百二十九号

課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 平成二十年九月十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平

(道路計画課)

福島県告示第六百三十号

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい 課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。 平成二十年九月十二日

福島県知事 佐 藤 雄 平

更後の別変更前変 敷 メート 地 0) 幅 ル 員 延 (メー ・トル) 長

福島県告示第六百三十一号

平成二十年九月十二日

設事務所で平成二十年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路の

福島県知事 佐 藤 雄 平

県道月舘霊山線	路線名
同伊達市市	供
霊山町町	用
当当	開
田字土関六四番四地先まで田字土関六七番四地先から	始
	0)
	区
	間
月平	の供
成二〇年	期開
年九	日始

(道路計画課)

福島県告示第六百三十二号

設事務所で平成二十年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、

平成二十年九月十二日

福島県知事

佐

藤

雄

平.

国	路
一八九号	線
号	名
ま同 ら河	供
郡郡西西	用
	開
<u>臭</u> 臭 船 船	始
字橫川三八番字	の
二八五八五八五八五八五八五八五八五八五八五八五八五八五八五八五八五八五八五八五	区
一 地 先 先	間
月平一成	の供
	期期
日〇年九	日始

告

公告第四百七十八号

次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一 項の規定により

平成二十年九月十二日

野行

地区名

土地改良事

施行認可年月日

工事の完了年月日

福島県知事

佐

藤

雄

平

葛尾村

った者の名称 土地改良事業を行

南相馬市

深野

基盤整備促進

(農道)

三日 平成 水施設)

基盤整備促進 業の種類

(農業用用排

平成一三年六月二

七日

平成一九年二月

八日

年六月二 平成一九年一二月

二七日

(農村計画課)

公告第四百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の一 二第

平成二十年九月十二日

福

楢葉町

った者の名称 土地改良事業を行

地区名 楢葉(大 業の種類 土地改良事

施行認可年月日

農村総合整備 統合補助 日

道下)

(市町村型)

次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。 項の規定により

福島県知事 佐

平.

工事の完了年月日 藤 雄

平成一六年九月二 平成一八年三月 六目

(農村計画課)

九月二日 平成二〇年	指定年月日
番地 字忽滑三七 門町上好間	所 在 地指定施設の
集会所 間町上好間	名を施設の
いわき市長	管 理 者
トル 平方メー	聴衆席の面積
七〇人	見込人員数職衆席収容

委員長 新 妻 威 男

(道路計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十号

して次の施設を指定した旨、 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する施設と いわき市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年九月十二日

福島県選挙管理委員会